様式第５号（第２３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書館施設等使用料減免決定通知書 | |
| 使用期間 | 年　　　月　　　日　　　時　　　分から  　　　　　　年　　　月　　　日　　　時　　　分まで |
| 使用料の額 | 円 |
| 減免の額 | 円 |
| 年　　月　　日付けで申請のあった図書館施設等の使用料の減免については、上記のとおり決定します。  　　　　　　年　　月　　日  出雲市長　　　　　　　　　　印  　　申請者　　　　　　　　　　　　様 | |

（不服申立てについて）

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定(上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表するものは出雲市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。